

国際整合性について

平成28年8月23日
消費者庁・農林水産省

国際整合性関係

- コーデックス規格(包装食品の表示に関するコーデックス一般規格)では、原料原産地表示に関する規定はない。
- WTO協定に基づき、原料原産地表示制度について、WTO事務局を通じて他の加盟国に順次通報してきている。

【原料原産地表示関連におけるこれまでの通報状況一覧】

- 2001年1月24日：塩干魚類（あじ・さば）、塩蔵魚類（さば）、うなぎ加工品、乾燥わかめ、塩蔵わかめ
- 2001年4月12日：かつお削り節
- 2001年5月22日：農産物漬物
- 2002年3月25日：野菜冷凍食品
- 2004年6月18日：加工食品（20食品群）
- 2007年5月29日：緑茶飲料、あげ落花生
- 2010年12月9日：黒糖、黒糖加工品、こんぶ巻

※ なお、韓国及びオーストラリアの原産地表示制度について、WTO協定上、特段問題とされていない。